



新市税第2916号  
令和7年12月19日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会  
会長 上村 都 様

新潟市長 中原 八一  
(担当 財務部市民税課)

特定個人情報保護評価書の点検について（依頼）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条の規定に基づき新潟市が実施した「個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務」にかかる特定個人情報保護評価について、「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検を依頼いたします。

—連絡・問合せ先—

担当：新潟市財務部市民税課 谷澤  
電話：025-226-2253  
E-mail：shiminzei.to@city.niigata.lg.jp